## 第89回宍粟市議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 令和2年3月23日(月曜日)

招集の場所 宍粟市役所議場

議 3月23日 午前9時30分宣告(第6日) 開

## 議事日程

日程第 1 第 15 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計予算

第 16 号議案 令和 2 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

17 号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算 第

第 18 号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

第 19 号議案 令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

20 号議案 第 令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

第 21 号議案 令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計予算

22 号議案 令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計予算 第

第 23 号議案 令和 2 年度 安 東 市 病 院 事 業 特 別 会 計 予 算

第 24 号議案 令和元年度宍粟市一般会計補正予算 (第5号) 日程第

日程第 3 所管事務等調査について

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 第 15 号議案 令和 2 年度宍粟市一般会計予算

第 16 号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

第 17 号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第 18 号議案 令和 2 年度 宍 栗 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算

19 号議案 令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算 第

第 20 号議案 令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

第 21 号議案 令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計予算

第 22 号議案 令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計予算

第 23 号議案 令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計予算

日程第 2 第 24 号議案 令和元年度宍粟市一般会計補正予算 (第5号)

日程第 3 所管事務等調査について

応 招 議 員(16名)

出 席 議 員(14名)

1番 津 田 晃 伸 議員 2番 宮 元 裕 祐 議員

3番榧橋美恵子議員 4番西本 諭議員

6番 大久保 陽 一 議員 7番 田 中 孝 幸 議員

8番神吉正男議員 9番田中一郎議員

10番 山 下 由 美 議員 11番 飯 田 吉 則 議員

12番 大 畑 利 明 議員 13番 浅 田 雅 昭 議員

15番 林 克 治 議員 16番 東 豊 俊 議員

欠 席 議 員 (2名)

5番 今 井 和 夫 議員 14番 実 友 勉 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

 事務局長宮崎一也君書
 記小谷愼一君

 書記小椋沙織君書
 記中瀬裕文君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長福元晶三君 副 市 長中村 司 君教 育 長西岡章寿君 参事兼総合病院事務部長隅岡繁宏君

まちづくり推進部長 津 村 裕 二 企画総務部長 坂 根 雅 彦 君 君 市民生活部長平 瀬 忠 信 君 健康福祉部長世良 智 君 産 業 部 長 名 畑 浩一 君 建設部長富 田健 次 君 一宮市民局長 上 長 正 典 君 波賀市民局長 坂 口 知 巳 君 千種市民局長 福 山 敏 彦 君 会計管理者田中 祥 一 君 教育委員会教育部長 前 田 正 人 君 農業委員会事務局長 西 村 吉 一

君

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

実友 勉議員、今井和夫議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。 それでは、日程に入ります。

日程第1 第15号議案~第23号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第1、第 15 号議案、令和2年度宍粟市一般会計予算から、第 23 号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

当該9議案は、去る3月6日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託して いたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長 (大久保陽一君) 予算決算常任委員会審査報告を行います。

第 89 回宍栗市議会定例会において、予算決算常任委員会に付託されました令和 2 年度各会計の歳入歳出予算に係る第 15 号議案から第 23 号議案までの 9 議案について、予算決算常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第 111 条の規定により報告します。

予算決算常任委員会審査日は令和2年3月19日、審査場所は宍粟市議場、出席委員は予算決算常任委員会委員であります。欠席者は報告書に記載のとおりであります。

小委員会である予算委員会は審査日、令和2年3月9日、10日、11日、12日、 13日の5日間で、審査場所は宍粟市議場、出席委員は浅田雅昭委員長ほか7名で あります。なお、欠席委員はありませんでした。

説明員は、各部局長以下関係職員で、審査資料は、令和2年度宍粟市各会計予算 書等報告書に記載のとおりでありますので、御高欄ください。

審査の経過及び結果ですが、令和2年2月 25 日の定例会において上程があり、 3月6日に予算決算常任委員会に付託された第 15 号議案から第 23 号議案までの令 和2年度予算に係る9議案の審査は、同日予算決算常任委員会を招集し、8人の委 員で構成する小委員会である予算委員会で詳細審査をすることに決定しました。予算委員会は、同日に予算審査に係る調査、準備を進めるために設置し、正副委員長の互選、審査日程及び審査要領等を協議しました。詳細審査は、3月9日から 13日までの5日間で行い、令和2年度予算書及び主要施策に係る説明書を中心に各部局ごとに説明員の出席を求め審査をしました。

その後、3月 19 日に予算決算常任委員会を招集し、予算委員会の審査報告を受け、健康福祉部(外出支援サービス事業)、産業部(多面的機能支払交付金事業)について質疑がありました。自由討議は特にありませんでした。

予算決算常任委員会としての採決の結果は次のとおりです。

まず、第 15 号議案、令和 2 年度宍粟市一般会計予算については、賛成多数で可 決すべきものと決しました。

次に、第 16 号議案、令和 2 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第 17 号議案、令和 2 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第 18 号議案、令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第 19 号議案、令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算については、 賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第 20 号議案、令和 2 年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算については、 全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第 21 号議案、令和 2 年度宍粟市水道事業特別会計予算については、全会 一致で可決すべきものと決しました。

次に、第 22 号議案、令和 2 年度宍粟市下水道事業特別会計予算については、全 会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第 23 号議案、令和 2 年度宍粟市病院事業特別会計予算については、全会 一致で可決すべきものと決しました。

審査の中で、委員から出された主な質疑、回答、意見は次のとおりとなりますが、 長文となりますので、主に質疑のあった事業名と予算決算常任委員会の意見を添え て報告にかえさせていただきます。

企画総務部・選挙管理委員会事務局におきましては、持続可能な行財政運営の推 進については、事業費とそれにかかわる職員の人件費などの義務的経費を含むトー タルコストの削減を意識すること。

ふるさと納税推進事業については、返納品は、「もの」から「こと」への充実に 努め、寄附金は地域が活性化し、総合計画へ生かせるように推進すること。

職員研修事業については、職員が前例や従来の枠組みにとらわれない柔軟な思考を持ち、政策形成能力・マネジメント能力・業務遂行能力を高めていくことに努めること。

高度情報通信費については、本市独自の回線施設であることと、毎年維持管理費がかかっていることを市民に理解を求め、加入の促進に努めるべきであるとの意見がありました。

まちづくり推進部におきましては、地域生活交通対策事業について、地域の要望をもとに、土日運行やAIデマンド方式などの新たな仕組みの研究や実証実験に取り組み、快適に暮らせるまちづくりのために公共交通の充実に取り組まれたい。

協働のまちづくりの推進については、地域の人材育成や活動の環境づくりと課題 の洗い出しや意識の醸成に対し、丁寧な支援をされたい。

地域おこし協力隊事業については、現役の隊員の活動支援を行うとともに、目的意識を持った人材の募集に力を入れ、要望に沿った隊員を配置し、地域の活力につながるようにされたい。

カヌーポロ事業については、経験のない競技の大会運営ではあろうが、成功に向けて審判員と選手の育成、また市内外への広報に努めること。また、ポロ競技においてもカヌースプリント競技同様に音水湖の活性化につながるようにされたい。

男女共同参画推進事業「宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業」については、 今年度3年を迎える団体の活動検証をよく行った上で、女性の社会活動の自立に向 けた継続支援を検討されたい。

宍粟市消防協力員制度については、自主防災組織と消防団の関係性を配慮した指揮系統を考え、体制を確立されたい。

市民生活部におきましては、国民健康保険医療費適正化・保険事業について、より積極的に医療費適正化に向けた啓発や、特定検診の受診率向上に努められたい。

滞納税徴収対策事業ついては、公平性の観点から一層の徴収に努められたい。

自治会資源物再資源化推進事業については、再資源化に関して市民への啓発推進 に積極的に取り組まれたい。

再生可能エネルギー利用促進事業については、「森林から創まる地域創生」の視点からも関係部局と連携し、森林資源を活用した事業の調査研究をされたい。

健康福祉部におきましては、社会福祉協議会補助金事業は、市としても社会福祉協議会との連携を図り、地域福祉の推進強化を図るとともに、地域共生社会の実現に努められたい。

ひきこもり対策事業については、相談窓口や情報発信、支援拠点づくり事業の役割を果たし、ひきこもり状態にある方の早期発見や自立支援に努めること。実地調査により、支援方策に対する要望等を把握し、適切な支援につなげる努力をすること。

外出支援サービス事業については、外出が困難な方に対し、自立と社会参加の促進及び保健福祉の向上を図る一方で、持続可能な制度への見直しを検討されたい。

高齢者通いの場づくり応援事業は、地域力を生かした住民主体の通いの場を充実 させ、地域での支え合い活動や高齢者の社会参加、生きがい活動を推進されたい。

介護人材確保対策事業は、委託業者への指導と連携を図り、より一層の人材確保 及び定着につなげるように努められたい。

自殺対策推進事業については、取り組みの成果は直ちに出るものではないが、地道な活動と継続的な努力を重ねること。また、誰もが自殺に追い込まれることのない宍粟市の実現を目指し、自殺が社会的課題であるという意識の醸成に努められたい。

おもちゃ図書館事業は、木育の推進を図るとともに、子育て世代にとって楽しく 豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指すこと。

産業部・農業委員会事務局におきましては、作業立地促進事業については、企業 誘致など、さらなる産業立地促進を図り、一層の経済波及効果を生み出されたい。

林業担い手確保事業は、地域林業の担い手確保育成をより一層推進していただき たい。

新規就農・定住促進事業は、地域農業の担い手の確保、耕作放棄地の発生防止を 図るためにもより一層の努力を求めたい。

「きて一な宍粟」運営事業は、農産物の販売を通じて、宍粟市の魅力をより一層 発信し、来訪者の増加につなげていただきたい。

建設部におきましては、都市計画道路については、令和4年度の完成に向け、引き続き努力されたい。

最上山公園整備事業については、弁天池駐車場には障がい者用のトイレも整備されていることからも、その近辺での散策が車椅子でもできる状況を整備されたい。

市営中山台団地建替事業については、森林から創まるというキャッチフレーズで

まちづくりを進めている宍粟市でもあることから、積極的に木造・木質化での取り 組みを進めていただきたい。

教育部におきましては、幼保一元化推進事業は、地域や保護者との協議を進め、 事業推進を図られたい。

宍粟市生き活き部活動総合支援事業は、教員の時間外勤務が多いことから、指導 員の充実に取り組まれたい。

総合病院におきましては、病院事業は、令和元年度決算見込みで経常損益が黒字 見込と経営努力がうかがえ、また、令和2年度予算においても経常損益の黒字予算 となっている。しかし、多額の欠損金を抱えており、経営改善が急務である。総合 病院は、市民の生命と健康を守る大きな使命がある。新病院の整備について検討が 進められており、医業損益の改善に向け、さらなる経営改善に努められたい。

会計課、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局におきましては、特に意見はありませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長(東 豊俊君) 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、第15号議案について、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番(山下由美君) 10番の山下です。第15号議案、令和2年度宍粟市一般会 計予算に対する反対討論を行います。

令和2年度予算においては、小児インフルエンザ予防接種助成事業や市立特定教育保育施設給食費助成事業、木育ウッドスタート事業の拡充など評価できるものもあります。しかし、毎年度指摘を続けていますが、令和2年度予算においても、老朽化した公立幼稚園、公立保育所の耐震工事や建て替えの予算が計上されていません。大地震などが起こったとき、子どもの命が守れないという深刻な状態が続いています。子どもの保育や幼児教育は行財政改革に含めてはならず、子どもの人権問題として早急に耐震工事や建て替えを行うべきです。

また、現在、多子世帯の経済的負担の軽減を目的とした学校給食費の第3子以降 給食費助成事業が行われ、子育て支援に役立っていますが、保護者が負担する学校 給食費は、副教材費など義務教育に係るさまざまな費用の中でも非常に重い負担と なっており、全ての生徒・児童の給食費の無料化を行うべきです。 財政調整基金の残高は、今年度末見込額は 29 億 402 万 2,000 円、令和 2 年度末見込額は 28 億 9,726 万円であり、平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧事業に活用する以外に財政調整基金の取り崩しは行わないとのことでありますが、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ市民の命や生活を守り、安心して健康で暮らせるように必要であるならば、基金の一部を取り崩すことも行うべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

- ○議長(東 豊俊君) 次に、賛成者の発言を許します。 8番、神吉正男議員。
- ○8番(神吉正男君) 8番、神吉正男です。第 15 号議案、令和 2 年度宍粟市一般 会計予算に対して、賛成の立場で討論いたします。

令和元年度の西日本豪雨災害復旧費の減少により、一般会計の総額は大幅に減額しています。また、都市計画税の廃止により、1億850万円の減収となりますが、財政調整基金からの繰り入れを昨年度対比12.2%に抑えるなど、歳出は絞り込んであります。これらにより、限られた財政の中で効果的であり持続可能な、かつ効率的な財政運営に努められることがわかります。

ひきこもり調査と窓口の設置による就労支援や、インフルエンザ予防接種に対する助成事業が始められます。また、昨年 10 月の幼児教育保育の無償化にあわせ、保育所、こども園に通う3歳から5歳児の給食費の半額助成と、第3子以降の無償化は子育て対策として、これは継続されます。

予算委員会において、各部局の具体的な事業の審査が行われましたが、宍栗市の 課題である人口減少と少子高齢化社会への対策に向け、多くの事業を取り組むこと も確認いたしました。

令和2年度においては、第2次宍粟市総合計画の後期基本計画と第2次宍粟市地域創生総合戦略の策定に取り組み、交流人口の増加による地域の活性化、生活環境の改善による住みよいまちづくり、防災力の向上による安心の確立、これらを我らのふるさと宍粟市のために努めていただけることを期待し、賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(東 豊俊君) 以上で、第15号議案に対する討論を終わります。

続いて、第16号議案から第23号議案について、討論を行います。

第 16 号議案、第 18 号議案、第 19 号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番(山下由美君) 10番の山下です。第16号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者には、年金生活者を含む無職あるいは非正規労働者など、低所得の世帯が多く、高い国民健康保険税が生活を圧迫しています。一般会計からの法定外繰り入れを行い、保険税を引き下げたり、子どもに係る均等割の減免制度をつくるべきです。

現時点においても、資格証明書や短期保険証が発行されていますが、直ちに中止 し、市民の医療を受ける権利を守るべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

続きまして、第 18 号議案、令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 に対する反対討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。高い介護保険料と合わせて年金から天引きされ、高齢者の生活を追い詰めています。

国の制度とはいえ、市長として少なくとも以前の老人保健制度に戻すよう、国に 求めるべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

続いて、第 19 号議案、令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国の方針により、第1号保険者保険料の第1段階から第3段階までの保険料の軽減強化が完全実施されますが、宍粟市の介護保険料そのものが兵庫県下でも3番目に高く、高齢者の生活を圧迫しています。令和2年2月末現在、重い負担の介護保険料が払えず、滞納者が248人、給付額の減額というペナルティーを受けている人もあります。一般会計からの法定外繰り入れを行い、保険料を引き下げるべきです。

また、その人に必要なサービスを利用できるように、サービス利用料の減免制度 をつくるべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

- ○議長(東 豊俊君) 次に、賛成者の発言を許します。 8番、神吉正男議員。
- ○8番(神吉正男君) 8番、神吉正男です。第 16 号議案、令和 2 年度宍粟市国民 健康保険事業特別会計予算に対して、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業においては、財政運営の安定化と健全化、事務の標準化と共同 化を行うことで、同一所得、同一保険料を目指し、平成 30 年度から兵庫県と県内 市町を統一し、運営されています。

年々膨れ上がる一人当たりの医療費に対する歳入不足の全額を被保険者からの税だけで負担することを避け、今予算では、県の交付金や基金からの繰り入れも増額され、税の激減緩和に努められてます。

また、税の公平性の観点からは、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、 資産割を除く3方式への移行を行うことで、子育て世代の定住促進のためや、経済 的弱者に対する配慮も見られます。

医療費の通知や後発医薬品の差額通知を行うことで、重症化の予防や医療費の適 正化をさらに進めていくことにより、コストの削減も図っていると考えられるため、 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算は適正であると判断いたします。

市民にとって安心な保険制度であり続けるよう願い、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いします。

- ○議長(東 豊俊君) 続いて、3番、榧橋美恵子議員。
- ○3番(榧橋美恵子君) 第 18 号議案、令和 2 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別 会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された 65歳以上の方を対象とする医療保険制度です。

制度の運営は、兵庫県後期高齢者医療を広域連合が行います。みんながひとしく 負担する均等割額と前年の所得に応じて負担する所得割額の合計となります。居住 の市町を問わず、兵庫県内では均一です。保険料率は2年ごとに見直され、今年が その改定の年になります。市が行うことは申請の受け付け、保険料の徴収です。よ って、市独自で保険料を変えることはできません。しかし、保険料の支払いが困難 になった方には、相談に寄り添い、分納での支払いも、また短期証の発行も行い、 生活に不安がないよう配慮もしています。

令和2年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,901万1,000円と定めている第18号議案は、適正と判断し、賛成といたします。

議員各員の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、第 19 号議案、令和 2 年度宍粟市介護保険事業特別会計予算については、賛成の立場で討論を行います。

介護が必要になったとき、必要とするサービスが受けられるよう、どこに住んで

いても公平であることを願い、多岐にわたる事業に取り組んでいます。

広範な地域を有する当市としては、再度小規模多機能型居宅事業にも公募し、取 り組んでいきます。

また、高齢者全般の健康づくりや介護予防を目的とし、健康寿命の延伸に努め、 フレイル健診の実施、高齢者通いの場の充実など、高齢者が元気で活躍できる地域 づくりに取り組みます。

令和 2 年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49 億 1,604 万円と定めている第 19 号議案は、適正と判断し、賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(東 豊俊君) 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

第15号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 15 号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。 (起 立 多 数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案を採決いたします。

第16号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 16 号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第16号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 17 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第17号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案を採決いたします。

第18号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 18 号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第18号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案を採決いたします。

第19号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 19 号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第19号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 20 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第20号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 21 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第21号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 22 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第22号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第 23 号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第24号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第2、第 24 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本議案は、去る3月 16 日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していた ものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 令和2年3月 16 日に審査付託のありました第 24 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)、補正予算1議案について審査を行いましたので、会議規則第 111 条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を総務経済分科会で 行うことと決定しました。

同日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査を行いま

した。その後、3月 19 日に予算決算常任委員会を開催し、分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

第 24 号議案の主な内容は、公の施設の指定管理者である第三セクター、播磨いちのみや株式会社及び宍粟メイプル株式会社の経営状況が今回の記録的な暖冬によるスキー場来場者数の激減、新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊、宴会のキャンセルにより資金ショートによる倒産の危機が迫っており、第三セクターを設置した市の責任及び第三セクターの倒産は、市民生活に多大な影響を及ぼすものと判断し、この非常事態を回避するため、これまでの赤字決算による資金の目減りに対して、赤字補填金として播磨いちのみや株式会社に 1,000 万円、宍粟メイプル株式会社に 5,000 万円、計 6,000 万円の負担金を計上するものです。

総務経済分科会での審査の主な論点は、指定管理者に対し、赤字補填をする必要性と負担金で補填する根拠及び市の融資要綱に基づく融資や民間金融機関からの借り入れをせず、市が負担金で補填する理由、さらに負担金額の妥当性について、審査を行いました。

まず、指定管理者に対し、赤字補塡をする必要性と負担金で補塡する根拠については、委員からは、負担や補助を行うには根拠となる例規が必要ではないか。今回の状況は第三セクターのみならず、他の指定管理者も同様である。なぜ、第三セクターだけ負担金で支援を行うのか。指定管理施設の管理運営においても公益部分と営利部分がある。全てを含めて補塡する根拠は何かとの質疑があり、当局からは、市が設置した公の施設について、公共性、公益性を有する第三セクターを設立し、管理運営を行ってきた。指定管理者制度導入後も引き続き指定管理者として公の施設の管理運営を担っている。

今回の記録的な暖冬による雪不足でスキー場来場者の激減、新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊、宴会のキャンセルにより、第三セクターのうち、播磨いちのみや株式会社と宍粟メイプル株式開会社において、資金ショートによる倒産の危機が迫っており、公の施設の管理運営に市が主導的に第三セクターを設置した責任及び第三セクターの倒産は、市民生活に多大な影響を及ぼすものであり、この非常事態を回避するため、公的支援は公益上必要と判断とし、地方自治法第232条の2の規定及び行政実例に基づき実施するものであるとの説明がありました。

次に、市の融資要綱に基づく融資や民間金融機関からの借り入れをせず、市が負担金で補塡する理由について、委員からは、まずは市の第三セクター運営資金、融

資要綱に基づく融資を活用するか、民間金融機関からの借り入れで対応すべきではないかとの質疑に対し、当局からは、2社とも既に借入金がある中でのさらなる借り入れは返済の負担が増し、経営に影響を及ぼすおそれがあり、また担保となる物件がないことから難しく、さらに損失補塡についても資金の枯渇している状況での返済の負担や市のリスクを考慮し、検討の結果、負担金で補塡することとしたとの説明がありました。

次に、負担金額の妥当性について、委員からは、積算根拠、考え方が違うのではないか、2、3カ月相当の運転資金の支援なら、もっと少ない額で可能ではないかとの質疑があり、当局からは、当面の運転資金を含め、これまでの赤字決算による資金の目減りに対して補塡し、継続的な運営を図っていくためとの説明がありました。

その他、市の関与のあり方、指定管理者の経営努力の状況、経営改善計画、施設 自体のあり方、指定管理のあり方など慎重に審査し、参考に賛否を確認しましたと ころ、第 24 号議案は賛成少数であったとのことでした。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

質疑では、金額の明確な根拠について質疑がありました。自由討議では、赤字補 填のルール、地方自治法の根拠について公益性の判断基準がどこにあるのか、税金 投入の是非について、補助金に公共性はあるのか、ないのか、公益性と独自性では 公益性を重視すべき、抜本的な改革をどうすべきか、広域的な観点からも北部にな くてはならない重要な観光施設ではないかとの意見がありました。

採決しました結果、第 24 号議案、補正予算 1 議案については、賛成多数で原案 を可決すべきものと決しました。

なお、採決後の動議により、第 24 号議案の執行に当たって、委員会として意見を付すことが提案されました。

- 1. 副市長が社長を兼務するという現体制では、責任ある経営が困難である。専業の社長を置くなど、企業の組織体制の再編を年内に行うこと。
- 2. 指定管理施設を活用した北部地域のまちづくりのビジョンを明確に打ち出し、 不採算施設のあり方や再建計画を早期に議会に提出すること。
- 3. 新型コロナウイルス感染症の影響による収益減少は、長引く可能性もあるため、当面の間、思い切った経営のスリム化を図ること。
- 4. 赤字経営体質の改善には、行政の積極的な経営関与も必要と考える。今後の 進捗に関しては随時議会に報告を求める。

以上、4項目を意見として付し、委員長報告といたします。

○議長(東 豊俊君) 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

11番、飯田吉則議員。

○11番(飯田吉則君) 議長のお許しを得ましたので、反対討論を行います。

第 24 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第 5 号)について、反対の 立場で討論いたします。

この補正は、市が出資する第三セクターの株式会社宍粟メイプルと播磨いちのみや、両社のこれまでの赤字決算による資金の目減りに対して赤字補塡を行おうとするものです。

その理由として、記録的な雪不足と新型コロナウイルス感染症の影響を挙げ、第三セクターの設置目的としている地域の活性化と雇用の確保を守るため、緊急的に公的支援を行うものであるとしています。しかし、両社の経営状態については、以前から、また、平成 30 年 9 月議会の決算質疑においても、この施設の経営体制の抜本的な見直しを図るべきであるとの指摘をしているところであります。これまで、当局からは、改善指導を行うとの答弁が繰り返されていただけで、実質的に目に見える経営改革はできていないと判断しております。

今回の赤字補塡は、会社としての経営努力を抜きにして、目先の危機を回避する に過ぎず、真に地域のための施設として持続していくためにはならないと考えます。 昨今の経済状況においては、市内の事業所者の皆さんにおいても資金繰りに苦慮 されておることもお聞きしております。

委員会審査において、金融機関への借り入れ申し込みについて、どれだけの検討と交渉がなされたのかとの質疑に対しての答弁を聞いても、おおよそ納得いくものではありませんでした。平成 27 年には、第三セクター運営資金融資の要綱もつくり、最高 3,000 万円の融資をもって第三セクターの経営維持を応援するという緊急的な対応も考えられております。それをスルーして、無条件に税を投入して 6,000

万円の赤字補塡を行うことは、最後の手段を使ってしまうことにほかならず、第三 セクターの自主再建努力への道を諦めるに等しい行為であると考えます。

また、この施設で働いておられる方々の雇用を守り続けようとするならば、ここに至った責任を明確にし、市当局も責任を持った再建計画を示すことで、まずは自主再建の努力を進め、市民の皆様に応援していただける施設として持続していってほしいと願っております。

よって、この議案に賛成することはできません。

- ○議長(東 豊俊君) 次に、賛成者の発言を許します。 2番、宮元裕祐議員。
- ○2番(宮元裕祐君) 2番、宮元裕祐です。第 24 号議案、令和元年度宍粟市一般 会計補正予算(第5号)について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、補助金の支出根拠でございますが、地方自治法第 232 条の 2 普通地方公共 団体はその公益上、必要がある場合において寄附または補助をすることができる。 そして、補助金の定義としては、市が特定の事業の活動を助長・奨励するために、 公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するものです。

また、趣旨としては、組織や運営の支援措置として行われるべきものであり、市 民からの税金などを使って交付する以上、透明性の確保や説明責任が強く要求され ます。

そして、この公益性の確認でありますが、公益性が客観的に認められるかどうか を次のとおり検証・確認する必要があります。

補助金の目的が具体的であり、市が関与して推進すべき事業であると確認できる こと。市の政策目的、第2次宍粟市総合計画や行政評価の方向性と合致しているこ と。そして、市民ニーズに対応し、補助金交付の効果があることなどがあります。

播磨いちのみや株式会社と宍粟メイプル株式会社は、宍粟市の観光資源を生かすために設立され、運営されてきました。2社の事業形態は、市内外と広域であり、宍粟市の地域内経済循環や観光産業における大変重要な役割を担っています。高い山々に囲まれた自然を生かした観光資源と施設、その運営主体は今では西播磨圏域の観光産業においても大変重要な役割を担っています。

以上のことから、第 24 号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算 (第 5 号) について、賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(東 豊俊君) 次に、反対者の発言を許します。

12番、大畑利明議員。

○12番(大畑利明君) 12番、大畑です。第24号議案、令和元年度宍粟市一般会 計補正予算(第5号)について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、株式会社宍粟メイプルと、同播磨いちのみやの運転資金が不足し、倒産の危機が迫っていることから、その事態を回避するため、総額 6,000 万円の税金を投入し、赤字補塡を行うというものです。

赤字の理由は、消費税増税、雪不足によるスキー客来場者の激減、新型コロナウイルス感染症の影響などを挙げ、2社の倒産が市民生活に多大な影響を及ぼすものと考え、公的資金を行うというものです。

しかし、これら赤字の理由は、2社に限ったものではありません。昨今の社会経済情勢の変化により、官民を問わず、市民誰もが苦しんでいる事態ですし、また、雇用の確保や地域産業の活性化というのであれば、市内の企業や各種の事業所も同じようにその役割を担っていただいているのです。株式会社宍粟メイプルと播磨いちのみやの2社だけが特別な存在ではありません。この両社の経営責任や経営改善計画を示すことなく、赤字補填として税金を投入することは許されるものではありません。

また、両社の経営の抜本的な見直しは以前から指摘されていたことであります。 第三セクターが地域住民の生活を支える重要な事業を担っているとはいえ、経営が 著しく悪化した場合は、逆に市の財政に重大な影響を及ぼすことも念頭に置かなけ ればなりません。

市は、第三セクターの経営状態の把握や監査などを通じて適切な指導や抜本的な改善計画を実施する責任があったと言えます。今回の株式会社宍粟メイプルと播磨いちのみやの資金繰りに対しては、公的融資制度の活用や金融機関からの借り入れを選択すべきだったと考えます。

最後に、本議案の補正額 6,000 万円の支出について、何もルールが決められていないこと、どのような経営改善に基づく金額なのか、根拠に乏しく、今後の改善計画も示されず、何ら担保できる内容や説明がございませんので、市民の血税を投入するこの議案には賛成することができません。

以上で反対討論を終わります。

- ○議長(東 豊俊君) 次に、賛成者の発言を許します。 4番、西本 諭議員。
- ○4番(西本 論君) 4番、西本でございます。第24号議案、令和元年度宍粟市

一般会計補正予算(第5号)の議案に賛成の立場で討論を行います。

昨年 12 月に発症した新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で国は、不要不急の外出を控えるようにとの声明を出し、今やオリンピックの延期もささやかれる現状でございます。誰もが予測していなかった状況が発生しています。このような状況から、宍栗市内への交流人口が激減し、相次いで宿泊、宴会等のキャンセルが発生しております。さらに、その勢いは長期化のおそれもあります。加えて記録的な雪不足の影響もあり、本議案は播磨いちのみや株式会社と宍粟メイプル株式会社に赤字補塡として2社合わせて 6,000 万円の緊急的な公的支援を行おうとするものであります。

これらの三セク事業は、旧町時代から行政が率先して株式の 50%以上を出資して、公共性、公益性を有する施設として設立され、設置目的である地域産業の活性化や雇用の確保等に取り組んできました。

今回は、2社合わせて100名に及ぶ従事者と市内取引業者並びに野菜等の生産者との合わせて200業者、取引額が1億3,500万円に及ぶこの事業の破綻は宍粟市にとっては大打撃となると考えています。宍粟市内外から信頼を失い、交流人口の激減は否めないと考えております。したがって、本議案の2社への支援は必要と考えます。

なお、一言申し添えますが、次年度には早期に市長みずからが先頭に立って、三 セク事業のあり方を抜本的に見直す必要があると考えています。二度目の支援はな いと考えております。

以上で、第24号議案に賛成といたします。

議員各員の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(東 豊俊君) 以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

第24号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第 24 号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。 (起 立 多 数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 所管事務等調査について

○議長(東 豊俊君) 日程第3、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定しました。 以上で、本日の日程は終了いたしました。

今期定例会に付託されました案件の審議は、全て議了いたしました。

これをもちまして第89回宍粟市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

第89回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に上程されました案件は、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部 改正について、宍粟市営住宅条例等の一部改正についてなど、いずれも重要な案件 ばかりでございました。さらに、今期は、市民生活に直結する令和2年度宍粟市一 般会計予算及び特別会計予算の上程がございましたが、予算委員会、浅田委員長、 宮元副委員長をはじめ委員の皆様の連日にわたる慎重なる審議、そして、議員各位 の御精励により適切妥当なる結論にて議了いたしました。

ただ、今年度の補正予算、第三セクター赤字補塡緊急負担金、播磨いちのみや株式会社、宍粟メイプル株式会社に対し、公的支援を行うに関しては、公の施設における設置者としての責任、公益性、営業努力を十分に果たされることを望むものです。

また、昨年の 11 月より報道され、宍粟市にとりまして大きな問題となりました 雇用創生協議会の不正受給の件につきましては、県労働局はもとより、市において 第三者委員会、検証委員会を設置し、鋭意取り組みがなされているところではござ いますが、いまだに解決に至ってはおりません。この件につきましては、一日も早 い解決を望むところでございます。

さて、今、新型コロナウイルスにより大変な状況となっておりますことから、一人一人が感染防止に対し、十分に気を配ることが求められております。これ以上、 感染が拡大しないよう願うばかりでございます。 市民の皆様はじめ議員各位、当局の皆様には御健康にはくれぐれも御留意されますようお願いを申し上げます。

あとになりましたが、今日まで議場をともにしてまいりました企画総務部、坂根部長、会計、田中管理者、農業委員会、西村局長、そして、議会事務局、宮﨑局長の4名の方が今年度をもちまして定年退職を迎えられると聞いております。

皆様の今日までの長きにわたる奉職に対し、心より敬意を表しますとともに、今後におきましては、あらゆる分野で、ますます御活躍されますことを御期待を申し上げる次第でございます。

これもちまして、閉会の挨拶といたします。

議員各位、市長はじめ当局の皆様には、円滑なる議事運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。

○市長(福元晶三君) 第 89 回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨 拶を申し上げたいと、このように思います。

少し現状の御報告も踏まえながら、少し時間をいただくことになろうかと思いま すが、お許しいただきたいと、このように思います。

先月の 25 日に開会をさせていただきました第 89 回宍栗市議会定例会は、それぞれ議員の皆さんの御精励によりまして、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げたい、このように思います。

特に、先ほど議決いただきました第 24 号議案におきましても、委員長報告にありました、特に4項目、このことにつきましても極めて重要でありますので、必ずやなし遂げていきたいと、このように考えておるところあります。改めて厚くお礼を申し上げたいと、このように思います。

さて、コロナウイルス関係でありますが、WHOがパンデミックと表明した新型でありますが、ここ日本におきましても、日々感染者の増加が発表されております。 兵庫県内におきましても、昨日時点で111人の感染が報告をされております。幸いに本市におきましては、現在のところ感染者はありませんが、いつ起きても不思議でない現状であります。

市におきましても、対策会議をたびたび重ねておりまして、実は本日より市内の 小中学校の休校につきましても、登校の再開をしたところであります。

さらにまた、子どもたちも家庭等々でなかなか厳しい状況であったところでありますが、中学校の部活動においても、おおむね一日当たり2時間を上限として再開すると、こういうことを決めたところであります。

さらにまた、社会体育施設あるいは社会教育施設及び防災センターを含むコミュニティ施設につきましても、利用者の制限をしておりましたが、高校生以下も含めて利用制限を介助することとしております。ただし、一日おおむね2時間を上限とすると、こういう形で開放していきたいと、このように考えております。

ただ、かねてから御報告申し上げておりますとおり、市の主催あるいは共催の室内イベント及び会議等については、3月31日まで中止あるいは延期と、このようにして継続していきたいと、このように思っておるところであります。

また、4月1日以降につきましては、国・県の状況を踏まえながら、改めて対策 本部で協議をしていきたいと、このように考えておるところであります。

いずれにしましても、なかなか厳しい状況でありますが、本日、この後、市もまた対策会議を開催して、ただいま申し上げたことも踏まえながら協議をしていきたいと、このように考えております。

特に、先ほど来、議長からもありましたとおり、市民の皆様の生活やあるいは市内の地域経済等、非常に重大な影響を受けておると、こういう状況であります。当然でありますが、国や県との政策との連携も図ることは当然のことでありますが、市独自の支援等も早急に打ち出す必要があると、このように考えておるところでありまして、職員プロジェクトを本日立ち上げ、検討することとしておりまして、より効果的で地域性のある施策へとつないでいきたいと、このように考えておるところであります。

そのことによって、平常へ一歩でも早く近づくようになればいいなあと、このように考えております。その施策がまとまり次第、また議会とも十分協議をさせていただきたいと、このように思っておりますので、今後におきましても、よろしくお願い申し上げたいと、このように思います。

さて、いよいよ宍粟市も合併してこの3月末をもちまして、丸 15 年を迎えることとなります。いよいよ次のステージへ移行させなくてはなりません。市民がより安全で安心して暮らせるまちを目指してさらに前進させていきたいと、このように考えております。

特に、平成 30 年 7 月豪雨で甚大な被害を受けたところでありますが、災害から復旧へということで、この間、来ておりますが、御承知のとおり、先週の日曜日には波賀町小野の小野川の砂防堰堤が無事完成をしました。しかも、15 カ月で完成をさせたところであります。県下でも最大規模と、このように聞いておるところであります。地元の皆さんとともにその完成を喜んだところであります。

また、本日より一宮河原田地区の椿下橋が供用開始をさせていただきました。さらに、429 号も4月1日から一宮から波賀へと開通のめどがたったところであります。これもまた地域の皆様の協力のもと、順調に復旧が進んでいるものと、このように思っているところであります。改めて感謝を申し上げたいと、このように思います。

さらに、令和2年度におきましても引き続き災害復旧を最優先としながらも、新たなまちづくりへ挑戦し続けていきたいと、このように考えておるところであります。

また、この4月には、一宮市民協働センター「いちのぴあ」と、はりま一宮こども園がオープンするほか、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックもいろいろ議論がなされておるところでありますが、それらのことにつきましても宍粟市も聖火リレー、あるいは8月の採火式、また同じ8月にはNHKの巡回ラジオ体操を開催するなど、楽しみな話題も多い年であります。

今回議員各位からいただいた御意見等を真摯に受けとめながら、迅速かつ適切に 対応してまいりたいと、このように考えておりますので、重ねてよろしくお願い申 し上げたいと、このように思います。

終わりになりますが、新年度にかけて、公私とも何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分御留意をいただきますよう、御祈念申し上げまして、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

長期間、本当にありがとうございました。

御苦労さまでございます。

(午前10時37分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊

俊

宍粟市議会議員 西 本

諭

宍粟市議会議員 今 井 和

夫